特定非営利活動法人　Peace & Nature

情報公開規程

第１条　（目 的）
この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）の公正で開かれた活動を推進することを目的として、活動状況、運営内容、財務資料等を公開するために必要な事項を定めたものである。

第２条　（法人の責務）
本規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第３条　（利用者の責務）
情報公開の対象書類の閲覧をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第４条　（情報公開の方法）
P&N は、インターネットを利用する方法によって情報の公開を行うものとする。

第５条　（その他）
本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第６条　（管 理）
P&N の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局とする。

第７条（改 廃）
本規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則
この規程は、２０２２年（令和４年）２月２７日から施行する。